

さ情審査答申第246号
令和5年8月10日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成28年12月9日付けで貴職から受けた、「平成27年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年7月5日付け保福生第1096号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、不開示とした情報の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば以下のとおりである。

本件不開示情報は条例第7条第2号に該当しない。

不開示理由の不立証。

昨年度はケース番号、収入を得たものの続柄・年齢、告訴・告発等だけが不開示であったが、今回は全部が黒塗りとなっている。弁明書1頁目の4「しかし、例えば生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条をめぐる訴訟が提起されている場合、裁判所において閲覧が可能な情報や裁判の傍聴により得られる情報等、他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別され得る可能性がある。」とあるが、裁

判は原則公開されているものであり、これを不開示の理由とすることは関係がない。また、昨年度公開している情報を、他の情報と照合しても特定の個人を識別することはできないものであり、処分庁の不開示とする判断には納得がいかない。

弁明書2頁目「しかしながら、不開示情報の該当の判断の時点は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、過去と同等の内容の開示請求があったとしても、その都度判断しなければならない。過去の開示した情報が、別の時点においても当然に開示する情報に該当するわけではない。」とあるが、その都度判断を変えるのは行政の連続性を損なうものであり、一課長の判断でいいものか疑問がある。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書、口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- 1 本開示請求に係る行政情報について、実施機関として「保福生第876号平成28年6月16日決裁「平成27年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」」の1件を特定した。特定した行政情報のうち、「平成27年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告 2. 法第63条及び法第78条の適用状況（平成27年度）（2）—ア法第78条の適用状況（市部）」のうち、ケース番号、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間、不正受給月数、収入を得た者、発見の契機、不正の内容、ケース診断会議、措置状況（措置状況の合計は除く）」を、条例第7条第2号に該当するため開示しない部分とした。
- 2 開示しない部分のうち、ケース番号については、生活保護受給世帯に対し各々に付与されている番号であり、特定の個人を直接識別することができる個人に関する情報である。開示しない部分のうち、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間、不正受給月数、収入を得た者、発見の契機、不正の内容、ケース診断会議、措置状況（措置状況の合計は除く）については、個人に関する情報であるが、当該情報のみをもって特定の個人を識別することは困難であると思われる。しかし、例えば当該法第78条をめぐる訴訟が提起されている場合、裁判所において閲覧が可能な情報や裁判の傍聴により得られる情報等、他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別され得る可能性がある。
- 3 生活保護の受給に関する情報は、生活保護受給者にとって、他人に知られたくない個人情報の最たるものと考えられることから、開示によって回復

困難な損害を与えるおそれがあることを考慮したものである。以上のことから、本件の開示しない部分の情報は、特定の個人が識別できる個人に関する情報または他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであり、条例第7条第2号に該当するため、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求めるものである。

4 審査請求人の「以前は別紙の通りに開示されていた。開始年月をはじめ同様に開示せよ。」との主張について

審査請求人が開示を求める主張をしている法第78条の適用状況については、平成26年度の適用状況について、平成27年5月1日付けで審査請求人から開示請求があった。開示請求時において、生活福祉課と各区福祉課との間において協議・精査中の情報であり、厚生労働省に報告する前の決裁手続の途上にあるもので、その内容が未成熟であることから、それを知った市民に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがあったため、平成27年5月15日付けで、行政情報不開示決定を行った。

その後、厚生労働省への報告が終了したため、平成27年6月11日付けで、審査請求人に情報提供を行った。その際、ケース番号、収入を得た者、発見の契機のうち続柄、関係先記載部分、不正の内容のうち続柄、勤務先、関係先、就労内容記載部分、措置状況のうち告訴・告発等について情報提供しないこととしたが、審査請求人は本件についても同等の内容による開示を求めているものと考えられる。

しかしながら、不開示情報の該当の判断の時点は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、過去と同等の内容の開示請求があったとしても、その都度判断しなければならず、過去に開示した情報が、別の時点においても当然に開示する情報に該当するわけではない。

平成27年6月11日付けで審査請求人に情報提供を行った際には、法第78条の適用状況のうち、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間、不正受給月数、発見の契機（続柄、関係先記載部分を除く）、不正の内容（続柄、勤務先、関係先、就労内容記載部分を除く）、ケース診断会議、措置状況（告訴・告発等を除く）については、当該情報のみをもって特定の個人を識別することはできず、また他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別されるおそれがないものと当時は判断した。

本件の行政情報一部開示決定にあたっては、法第78条の徴収決定に対し訴訟が提起される可能性を考慮し、開示しない部分は、特定の個人が識別できる個人に関する情報または他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報に該当すると今回は判断したもの

であり、決定は妥当であると考える。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

審査請求人が開示を求めた本件対象行政情報は、「平成27年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」である。

実施機関は、本件対象行政情報として平成28年6月16日決裁「平成27年度生活保護法施行事務監査の実施結果報告について」を特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、昨年度実施機関から情報提供を受けた内容と同様に開示せよ、として本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関は、本件対象行政情報「2. 法第63条及び法第78条の適用状況（平成27年度）(2)ア 法第78条の適用状況（市部）」のうち、ケース番号、世帯類型、世帯構成、保護開始年月日、不正受給期間（開始、終了）、不正受給月数、収入を得た者（続柄、年齢）、発見の契機（種類、具体的内容）、不正の内容（種類、具体的内容、暴力団関係）、ケース診断会議、措置状況（措置状況の合計は除く）を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした。
- (2) 審査請求人は、昨年度実施機関から情報提供を受けた時は、ケース番号、収入を得た者の続柄・年齢、告訴・告発等だけが不開示であり、昨年度公開している情報を他の情報と照合しても特定の個人を識別することはできないものであり、本件不開示の理由は納得がいかない、条例第7条第2号に該当しないと主張している。
- (3) 実施機関の説明によると、昨年度審査請求人に情報提供を行った際には、開示した情報のみをもって特定の個人を識別することはできず、また他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別されるおそれがないものと判断したが、本件行政情報開示請求時には、昨年度情報提供した情報が他の情報と照合された結果、個人の特定に至るような想定外の事案が発生していたことから、本件に関しては不開示としたとのことである。
- (4) 上記のとおり、実施機関は昨年度情報提供時には予想し得なかったが、情報提供した情報は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものであった。審査請求人は、以前と同様に開示せよと主張するが、実施機関は、公開をめぐり以前には予想し得なかった事情の変化が起こったことから、その変化に鑑み情報開示の範囲を変

更したものであり、実施機関のその判断に不合理な点はない。

よって、条例第7条第2号に該当するとして一部開示とした実施機関の本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 12月 9日	諮問の受理（諮問第443号）
②	令和 5年 5月18日	審議
③	令和 5年 6月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 5年 8月 3日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)